

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

4-1 市街地の整備改善の必要性

＜現状分析＞

- ・キャスティタウン(キャスティ21コアゾーンのA・B・Cブロック)において、魅力ある商業施設や付加価値の高い都市的サービス産業等、高次機能を有する施設の整備を進め、姫路駅の東西に広がる新しい流れを創出した。また、姫路駅北駅前広場及び姫路駅南駅前広場を整備し、世界文化遺産・姫路城を有する玄関口として、姫路駅を中心とするにぎわいの創出を図ることができた。
- ・市街地整備は、駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)において、姫路駅南西部の連立事業による旧鉄道用地等を都心部にふさわしい計画的な市街地として、都市基盤施設の整備改善を行っている。また、姫路駅周辺土地区画整理事業において、南北市街地の一体化を図る交通体系の確保や都市計画道路、姫路駅北駅前広場、公園、河川等の公共施設の整備改善を行い、新都市拠点としての街区を形成し、多機能な機能立地を進めている。
- ・これらの土地区画整理事業により、当該事業エリア周辺で民間マンションの建設が進められ、居住者数が増加している。特に、若い世代、子育て世代、高齢者世帯等多世代が増加しており、魅力の高まりがうかがえる。

＜事業の必要性＞

- ・これらの駅前開発事業により、駅前の地価も上昇しており、まちなか居住へのニーズも高まっていることから、新都市拠点及び播磨の中核都市としての広い圏域を対象とした、安心して暮らしやすい環境整備が重要となっている。
- ・姫路駅周辺の中心市街地の歩行者・自転車通行量は増加傾向にあるが、姫路駅から離れたまちなかまでは誘引できていない。姫路城と調和した景観の形成により、中心市街地エリア全体にわたる歩行者・自転車通行量の増加や滞留時間の延長へとつなげることが重要となっている。

＜フォローアップ＞

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

4－2 具体的事業の内容

(1) 法に定める特例の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)(土地区画整理事業) 【内容】 ・面積:約7.4ha ・区画道路 幅員4.0m～11.5m 延長:1,584m ・特殊道路 横断歩道橋:現況利用 延長:86m ・公園(街区公園2箇所) 面積:2,250㎡ 【実施時期】 平成19年度 ～令和6年度	姫路市	【位置づけ】 姫路市の南西に位置する本地区においては、山陽電鉄線の移設後の土地の有効活用が行われず、公共施設等の整備も進んでいなかった。 前々計画から継続して土地区画整理事業を実施し、都心部にふさわしい計画的な市街地として再生することを目的として、都市基盤施設の整備改善及び宅地の利用促進を図る。 当該事業は目標③:「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。 【必要性】 JR南側区域での都市基盤施設の整備を進めることで南北市街地の一体化が進み、居住機能だけでなく商業機能の立地が促進されることでまちなか居住快適性が向上し、「居住者数」の増加に寄与する。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 【実施期間】 令和2年度 ～令和5年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
姫路駅周辺土地区画整理事業 【内容】 面積:約45.45ha 【実施時期】 平成元年度 ～令和6年度	姫路市	JR山陽本線等の高架用地の確保、姫路駅を中心とする南北市街地の一体化及び駅前広場や都市計画道路等の公共施設の整備等により、「姫路の顔づくり」「播磨の顔づくり」としてふさわしい街区の形成を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	都市構造再編集集中支援事業(道路事業) 令和2年度 ～令和6年度	
都心環状道路網の整備 【内容】 ・内環状東線 延長:400m 幅員:30m 【実施時期】 平成21年度 ～令和7年度	姫路市	【位置づけ】 中心市街地及び都心部への通過交通を排除し、集散交通を円滑にするため、中環状、内環状、内々環状道路を骨格とした関連道路整備を図るものであり、JR山陽本線等連続立体交差事業と一体的に道路整備を行い、姫路駅周辺の交通軸の確保を行う。当該事業は目標③「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。 【必要性】 都心交通を円滑化するとともに、安全で快適な歩行者動線を確保し、自動車・歩行者・自転車の利用環境の向上、回遊性の向上等を図ることで、まちなかでの居住快適性が高まり、「居住者数」の増加に寄与する。	無電柱化推進事業 令和2年度 ～令和7年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
電線類地中化事業 【内容】 ・内環状東線 延長:800m 【実施時期】 平成21年度 ～令和7年度	姫路市	【位置づけ】 中心市街地における安全かつ円滑な道路交通の確保及び都市景観の向上を目的として、電線類地中化を実施する。当該事業は目標③「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。 【必要性】 中心市街地の魅力を高め、来街者の回遊性の向上や滞留時間の増大等を図ることで、まちなかでの居住快適性が高まり、「居住者数」の増加に寄与する。	無電柱化推進事業 令和2年度～令和7年度	
【事業名】 姫路駅南駅前広場 周辺まちなみ整備事業 【内容】 ・舗装美装化・無電柱化 延長:500m 【実施時期】 令和元年度 ～令和6年度	姫路市	【位置づけ】 姫路駅南駅前広場の整備により交通混雑の緩和等交通環境の改善が進んだ。整備された空間を更に高質化するため、内環状道路内において、姫路の玄関口にふさわしい、一体的かつ魅力ある美しい都市区間を目指すもの。 当該事業は目標①:「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」及び目標③:「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。 【必要性】 駅南の交通環境が最適化されることで、乗用車にとっても歩行者にとっても快適なまちなかとなり、「歩行者・自転車通行量の増加」が期待される。また、同様に居住快適性が高まり「居住者数」の増加に寄与する。	【支援措置】 都市構造再編集集中支援事業 【実施期間】 令和2年度～令和6年度	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

該当なし

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

5-1 都市福利施設の整備の必要性

<現状分析>

- ・中心市街地内及びその外縁部には、市民会館やキャスパホール、市民アリーナ・市民ギャラリーとあわせて、姫路市立美術館、兵庫県立歴史博物館等、多くの文化施設が立地している。
- ・前計画期間中にキャスティ21コアゾーンにおいて、フィットネスジムや医療系分野に携わる専門学校、健康生きがい開発棟(高齢者住宅・保育所・クリニック)が整備された。これらの都市福利施設の整備事業により、周辺の歩行者・自転車通行量が増加するとともに、多世代のまちなか居住の増加の要因に、生活利便性の向上があげられる等、にぎわいと居住環境の両面で効果を示している。
- ・中心市街地内には、多くの医療機関が立地している。福祉施設についても、高齢者福祉施設や障害者福祉施設に加え、保育所等の育児・児童施設が中心市街地と周辺部に点在しており、都市福祉が充実している。
- ・市民活動の拠点として、市民活動・ボランティアサポートセンターや城巽公民館等が整備されている。姫路城周辺をはじめ中心市街地内には、県立・私立の中学校・高等学校や姫路聴覚特別支援学校が立地しているほか、前々計画期間中には、本市の学校園の教育を支援する拠点施設として総合教育センターが整備された。平成30年度には、本市初の義務教育学校である白鷺小中学校が開校した。

<事業の必要性>

- ・播磨の連携中枢都市にふさわしい交流の拠点施設として、姫路市文化コンベンションセンターを整備する。国内外の人々を多く招致するとともに、中心市街地エリア全体を回遊し、にぎわいを創出する環境整備に取り組む必要がある。
- ・中心市街地の活性化には、地域のコミュニティ活動を含めた多様な市民活動の活性化を図る市民活動の拠点として、市民活動・ボランティアサポートセンター等を積極的に活用する必要がある。
- ・子育て世代の保育や教育において、教育や地域コミュニティの施設を積極的に活用し、多世代が安心して暮らしやすい環境整備を行う必要がある。

<フォローアップ>

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

5-2 具体的事業の内容

(1)法に定める特例の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
姫路市文化コンベンションセンター整備事業 【内容】 姫路市文化コンベンションセンター及び周辺施設の整備 ・姫路市文化コンベンションセンター 面積:36,423㎡ ・キャスティ21公園 【実施時期】 平成27年度 ～令和2年度	姫路市	播磨の連携中枢都市にふさわしい交流の拠点施設として、文化コンベンションセンター及び周辺施設を整備し、姫路駅から東西に広がる新しい人の流れを創出する。	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(キャスティ21イベントゾーン周辺地区)) 令和2年度	

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

該当なし

(4)国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
県立はりま姫路総合医療センター連携事業 【内容】 ・病院棟 地上12階 延床面積59,312㎡ ・放射線治療棟 地上2階 延床面積1,792㎡ ・教育研修棟 地上5階 延床面積8,904㎡ ・歩行者デッキ 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	兵庫県 姫路市	【位置づけ】 県立はりま姫路総合医療センターと連携し、播磨姫路圏域において安定的・継続的に高度で良質な医療を提供できる体制を構築するとともに、地域医療人材の確保にも取り組む。当該事業は目標③「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。 【必要性】 安定した地域医療を提供できる拠点を整備することでまちなかでの居住快適性が高まり、「居住者数」の増加に寄与する。		
街なかマナーアップ向上事業 【内容】 まちなかにおいて路上喫煙やごみのポイ捨て等に関して市民のマナーアップ向上を啓発する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市	まちの美化と良好な環境の確保を図るために制定した「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」による路上喫煙やごみのポイ捨てに対する市民啓発やボランティアによる清掃活動を支援することにより、世界文化遺産・姫路城を有するにふさわしい、来街者にとって快適で美しく清潔なまちづくり運動に取り組む事業であり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業 【内容】 市民会館内での市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業を展開する。 ・センターの機能 ①情報収集・発信 ②人材育成・学習機会の提供 ③活動相談 ④連携・交流 ⑤団体活動支援 ⑥ボランティア登録（マッチング） 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市	市民が積極的に社会参加、社会貢献できる仕組みづくりを進め、NPO法人やボランティア団体、まちづくり団体等の多様な市民活動団体の活動を支援することを目的として、前々計画期間中に市民活動の普及と参加推進、情報の共有化、人材の育成等の拠点として開設したセンターの運営事業を行った。 このセンターのある市民会館は、大規模人数を収容できるホールを有しており、一方で地域に根差した活動等の拠点にもなっている。 このような立地条件や機能集積を有する市民会館内でのセンターの継続的な運営事業は、中心市街地における拠点性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
街なか福祉サポート事業 【内容】 多世代居住に向けて、商店街や病院等と連携しながら、子育て支援や福祉のサポート事業を行う。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 民間 商店街等	増加している子育て世代や高齢者を対象として、中心市街地内にある施設や民間団体と連携しながら、子育て支援や福祉関係のサービスを提供することによって、快適な居住環境を図ることは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

6-1 まちなか居住の推進の必要性

＜現状分析＞

- ・中心市街地の人口は平成31年3月末には10,520人となっており、平成18年度から比較して25.6ポイント増加している。また、本市に占める割合は2.0%であり、平成18年度と比較して約0.5ポイント増加している。
- ・超高齢化社会を迎える中、中心市街地では緩やかな減少傾向がみられ、本市の高齢者人口比率は、平成18年度の18.7%から平成30年度では26.1%に達したが、中心市街地では平成30年度では23.4%と、本市全体を下回った。これは近年の民間マンションの急増により若者世代の流入が増加している影響と考えられる。
- ・しかしながら、中心市街地の高齢者人口は年々増加しており、増え続ける高齢者への対策も重要である。また、中心市街地の平均世帯人員は平成30年度で1.84人となっており、本市全体の2.28人と比較して、単身者が増加していることがうかがえる。
- ・このように、中心市街地では前々計画からの取組みによる効果も現れ、まちなかの居住者は増加傾向となっているものの、高齢者の増加や若者世代の流入、単身者の増加等、居住者の多世代化・多様化が進んでいる。

＜事業の必要性＞

- ・多様な都市機能を集積することにより、中心市街地の魅力をさらに向上させるとともに、すべての人が安全で安心して快適に生活できる居住環境の整備を進める等、まちなか居住の魅力を高めていく必要がある。
- ・市街地における都市基盤整備や建築物の耐震化等を進めることにより、防災性を向上させるとともに、まちなか居住人口の増加を図る施策を推進する必要がある。

＜フォローアップ＞

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

6-2 具体的事業の内容

(1) 法に定める特例の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
姫路市文化コンベンションセンター整備事業(再掲) 【内容】 姫路市文化コンベンションセンター及び周辺施設の整備 ・姫路市文化コンベンションセンター - 面積:36,423㎡ ・キャスティ21公園 【実施時期】 平成27年度 ～令和2年度	姫路市	播磨の連携中枢都市にふさわしい交流の拠点施設として、姫路市文化コンベンションセンター及び周辺施設を整備し、姫路駅から東西に広がる新しい人の流れを創出する。	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(キャスティ21イベントゾーン周辺地区)) 令和2年度	

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 駅南土地区画整理事業(姫路駅南西地区)(土地区画整理事業)(再掲) 【内容】 ・面積:約7.4ha ・区画道路 幅員4.0m～11.5m 延長:1,584m ・特殊道路 横断歩道橋:現況利用 延長:86m ・公園(街区公園2箇所) 面積:2,250㎡ 【実施時期】 平成19年度 ～令和6年度	姫路市	【位置づけ】 姫路市の南西に位置する本地区においては、山陽電鉄線の移設後の土地の有効活用が行われず、公共施設等の整備も進んでいなかった。 前々計画から継続して土地区画整理事業を実施し、都心部にふさわしい計画的な市街地として再生することを目的として、都市基盤施設の整備改善及び宅地の利用促進を図る。 当該事業は目標③:「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。 【必要性】 JR南側区域での都市基盤施設の整備を進めることで南北市街地の一体化が進み、居住機能だけでなく商業機能の立地が促進されることでまちなか居住快適性が向上し、「居住者数」の増加に寄与する。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 【実施期間】 令和2年度 ～令和6年度	
姫路駅周辺土地区画整理事業(再掲) 【内容】 面積:約45.45ha 【実施時期】 平成元年度 ～令和6年度	姫路市	JR山陽本線等の高架用地の確保、姫路駅を中心とする南北市街地の一体化及び駅前広場や都市計画道路等の公共施設の整備等により、「姫路の顔づくり」「播磨の顔づくり」としてふさわしい街区の形成を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	都市構造再編集中支援事業(道路事業) 令和2年度 ～令和6年度	

(4)国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
優良建築物等整備事業 【内容】 中心市街地における優良な共同住宅の供給支援を行う。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	民間等	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、防災上危険な木造老朽家屋の密集する市街地において、土地の利用の共同化、高度化、防災性の向上等に寄与する優良建築物等の整備を促進し、建築更新を進めるものである。 公開空地等を設置する等により都市の防災性を向上させ、まちなかの居住人口増加を図る事業であり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

7-1 経済活力の向上の必要性

＜現状分析＞

- ・中心市街地内の大規模小売店舗(1,000㎡以上)は、前々計画以降に、姫路駅周辺に4軒のショッピングセンターが建設された。一方、まちなかで古くから営業をしていた百貨店や専門店が相次いで閉店をし、まちなかでの回遊性の低下が懸念される。
- ・小売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額については、本市全体、中心市街地のそれぞれにおいて平成11年から減少傾向が続いている。
- ・空き店舗数については、平成14年度は61店舗であったが、平成15年度以降は30店舗から40店舗の間で推移しており、近年はあまり大きな変化がみられない。
- ・本市最大の観光集客施設である姫路城への登閣者数は、姫路城大天守保存修理工事が始まった平成22年度は約46万人まで減少したが、保存修理完了後、平成27年度には約287万人を記録し、平成30年度は約155万人となっている。また、多くの登閣者が鉄道を利用しているものの、姫路城のみを訪れ、中心市街地を素通りする傾向が強く、姫路城の集客力をまちの活性化に十分活かしきれていない現状がある。

＜事業の必要性＞

- ・空き店舗への出店に対する支援を行うとともに、テナントミックス等により必要な業種・業態の適正配置を図り、新たな魅力ある店舗等の出店を促進し、商店街の魅力向上や回遊性の向上を図る必要がある。
- ・まちなかの活性化に効果的で魅力ある店舗の創業を希望する意欲的な若者等が挑戦しやすい環境づくり及び支援を行う必要がある。
- ・空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進するため、民間事業者等のノウハウを活用した事業を支援し、姫路駅西地区等のエリア再生に向けて取り組む必要がある。
- ・姫路市文化コンベンションセンターの整備や再整備された大手前通りを活用することで、国内外から姫路城や姫路市文化コンベンションセンター等へ訪れた人をまちなかに誘導し、回遊性を高め滞在型観光やまち歩き観光等の推進することは、中心市街地の活性化に必要な事業である。

＜フォローアップ＞

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

7-2 具体的事業の内容等

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
中心市街地空き店舗対策事業 【内容】 空き店舗への出店に対する支援を行うとともに、テナントミックス等により必要な業種・業態の適正配置を図り、新たな魅力ある店舗等の出店を促進する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路商工会議所 商店街等	商店街における店舗の連続性を確保するとともに、新たな魅力ある店舗等の出店を促進し、商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るため、空き店舗への出店に対する支援を行うとともに、テナントミックス等により必要な業種・業態の適正な配置につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月	区域内
商店街にぎわい創出事業 【内容】 商店街等が、商店街の活性化のために実施するにぎわい創出事業を展開する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路商工会議所 商店街等	商店街の活力低下を阻止するために、商店街内を中心に、にぎわいを創出する事業を展開することで商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月	区域内

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
姫路公園活用事業 【内容】 多彩なイベントの開催はもちろん、まちなかの回遊拠点の1つとしてさらなる活用を図る。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市	中心市街地の商業集積地の北端で姫路城大手門横に位置する大手前公園は、市民はもとより国内外からの来街者が憩い、交流する場として利用されている。また、中心市街地活性化のためのイベント等が年間を通じて多数行われており、前々計画において、よりイベントに利用しやすい形態へ改修整備を実施した。 本事業は、楽しくにぎわいのあるまちづくりのために、日常の公園利用を促進するとともに、イベント開催に限らない、中心市街地の回遊拠点としてのより一層の活用を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 ○主な事業 ・姫路お城まつり ・全国陶器市	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月	区域内外
街なか創業支援事業 【内容】 まちなかの活性化に効果的で魅力ある店舗の創業を希望する意欲的な若者等が挑戦しやすい環境づくり及び支援を行う。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市	まちなかの活性化に効果的で継続性のある空き店舗の活用を希望する意欲的な若者等に対し、事業が軌道に乗るまでの一定期間を定めて事業支援を行うことは、商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月	区域内

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ウォーカブル推進事業 【内容】 歩きたくなるまちなかを目指し、日常的な公共空間利活用を進めるため、地域の自治会や団体が主体となり社会実験を実施する。実施の支援を行うとともに、効果や課題の検証、具体的な利活用の仕組みづくり等を行う。 【実施時期】 令和3年度～令和6年度	姫路市・自治会等	【位置づけ】 道路や広場、公園等の公共空間を民間事業者らとともに利活用することで歩きたくなるまちなかの実現を目指す。魅力的なスポットを徒歩圏内に複数個創り出すことで、目標①:「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」及び目標②:「姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出」に資する事業として位置づけられる。 また、自治会や民間事業者が自主的な取り組みを実施できるよう仕組みづくりや支援を行うことで目標④:「持続可能なエリアマネジメントの構築」に資する事業として位置づけられる。 【必要性】 中心部のにぎわいづくり及び来街者の回遊性向上を図ることで「歩行者・自転車通行量」及び「来街者の中心市街地での滞在時間」の増加に寄与する。また、エリアが活性化することで「新規出店店舗数」の増加が見込める。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和6年4月～令和7年3月	区域内

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 リノベーションまちづくりの推進 【内容】 空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路商工会議所 商店街等	【位置づけ】 空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進するため、民間事業者等のノウハウを活用した事業を支援し、姫路駅西地区等のエリア再生に向けて取り組む。当該事業は、目標②:「姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出」に資する事業として位置づけられる。また、遊休不動産を活用した意欲的な事業が生まれることで周囲の遊休不動産の活用が進み、エリア一帯でリノベーションまちづくりが推進されることで目標④:「来街者の中心市街地での滞在時間」に資する事業としても位置付けられる。 【必要性】 空き店舗等の遊休不動産を活用することにより「新規出店店舗数」の増加と「空き店舗数」の減少に寄与するため。また、中心市街地の中に訪れたくなるエリアが創出されることで「来街者の中心市街地での滞在時間」の向上が期待される。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和2年4月～ 令和3年3月、 令和6年4月～ 令和7年3月	区域内

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
姫路市文化コンベンションセンター活用事業 【内容】 新たに建設される姫路市文化コンベンションセンターを交流拠点として活用を行い、新たな人の動線を形成し、中心市街地のさらなる回遊性向上を目指す。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 民間等	多彩な音楽や演劇等の公演、産業展示会、学術会議その他催事の開催により、文化芸術による市民文化の振興並びに都市魅力の創造及び発信を図るとともに、ものづくり力の強化、地域ブランドの育成及び交流人口の増加による都市成長力の強化を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月	区域内
姫路城周辺観光推進事業 【内容】 観光客をまちなかに誘導する滞在型観光、まち歩き観光を推進する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路商工会議所 商店街等	国内外から姫路城を目的に訪れる観光客等をまちなかに誘導し、回遊性を高め、ナイト観光等の着地型観光の取組みを実施し、滞在型観光やまち歩き観光等を推進するための事業であり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 ○主な事業 ・姫路城ナイトイベント事業 ・観桜会、夜桜会、観月会	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月	区域内外

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な特例措置に関連する事業

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 大手前通りエリア魅力向上推進事業 【内容】 再整備された大手前通りにおいて、人が滞留しにぎわう魅力的な空間を目指し、大手前通りのエリア価値向上に取り組む。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 民間等	【位置づけ】 再整備された大手前通りにおいて、人が滞留しにぎわう魅力的な空間を目指し、ほこみち制度を活用した利活用を推進する。また、大手前通りを上質なイルミネーションで華やかに彩り、官民一体となって夜間のエリア魅力向上にも取り組む。 当該事業は、目標①:「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」及び目標④:「持続可能なエリアマネジメントの構築」に資する事業として位置づけられる。 【必要性】 姫路駅と姫路城をつなぐ大手前通りがほこみち制度により滞留可能な場となることや、夜間にイルミネーションを実施することで、中心市街地へ来街する契機となり「歩行者・自転車通行量」及び「来街者の中心市街地での滞留時間」の増加に寄与する。	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（姫路城周辺地区）） 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ウォーカブル推進事業(再掲) 【内容】 歩きたくなるまちなかを目指し、日常的な公共空間利活用を進めるため、地域の自治会や団体が主体となり社会実験を実施する。実施の支援を行うとともに、効果や課題の検証、具体的な利活用の仕組みづくり等を行う。 【実施時期】 令和3年度～令和6年度	姫路市・自治会等	【位置づけ】 道路や広場、公園等の公共空間を民間事業者らとともに利活用することで歩きたくなるまちなかの実現を目指す。魅力的なスポットを徒歩圏内に複数個創り出すことで、目標①:「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」及び目標②:「姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出」に資する事業として位置づけられる。 また、自治会や民間事業者が自主的な取り組みを実施できるよう仕組みづくりや支援を行うことで目標④:「持続可能なエリアマネジメントの構築」に資する事業として位置づけられる。 【必要性】 中心部のにぎわいづくり及び来街者の回遊性向上を図ることで「歩行者・自転車通行量」及び「来街者の中心市街地での滞留時間」の増加に寄与する。また、エリアが活性化することで「新規出店店舗数」の増加が見込める。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(姫路城周辺地区)) 【実施時期】 令和3年度～令和5年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 リノベーションまちづくりの推進(再掲) 【内容】 空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路商工会 議所 商店街等	【位置づけ】 空き店舗等の遊休不動産を活用したリノベーションまちづくりを推進するため、民間事業者等のノウハウを活用した事業を支援し、姫路駅西地区等のエリア再生に向けて取り組む。当該事業は、目標②:「姫路城、商店街、駅前を結ぶ魅力の創出」に資する事業として位置づけられる。また、遊休不動産を活用した意欲的な事業が生まれることで周囲の遊休不動産の活用が進み、エリア一帯でリノベーションまちづくりが推進されることで目標④:「来街者の中心市街地での滞留時間」に資する事業としても位置付けられる。 【必要性】 空き店舗等の遊休不動産を活用することにより「新規出店店舗数」の増加と「空き店舗数」の減少に寄与するため。また、中心市街地の中に訪れたいエリアが創出されることで「来街者の中心市街地での滞留時間」の向上が期待される。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(姫路城周辺地区)) 【実施時期】 令和3年度～令和5年度	区域内

(4)国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
エリアマネジメント運営に向けた仕組みづくり 【内容】 民間活力を活用した持続可能なまちづくりの推進のため、エリアマネジメントの運営に向けた仕組みづくりを行う。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路商工会議所 商店街等	中心市街地のにぎわい創出およびエリア全体への効果波及、滞留時間の延長を目指し、民間活力を活用した持続可能なまちづくりの推進のため、エリアマネジメントの運営に向けた仕組みづくりを行う。		
姫路駅北にぎわい交流広場活用事業 【内容】 市民によるさらなる広場の利活用を推進する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 市民団体 商店街等	中心部のにぎわいづくり及び来街者の回遊性向上を図るとともに、広場の魅力向上に資する取り組みを継続的に行うものであり、中心市街地活性化に必要な事業である。		
西二階町コミュニティホール「七福座」活用事業 【内容】 西二階町商店街「七福座」をコミュニティホールとして、集客イベントを開催する等有効活用を図る。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	西二階町 商店街振興組合	西二階町商店街の中ほどにある空き店舗を、集客イベント等を行うコミュニティホールとして有効活用することで、姫路城と姫路駅を結ぶ都心軸である大手前通りから西側への回遊を促し、商店街のにぎわい創出を繋げていくものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 ・七福寄席 ・新鮮野菜市 ・絵本館 ほか		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
まちづくりステーション「街の駅」運営事業 【内容】 姫路商工会議所まちづくりステーション「街の駅」運営事業を展開する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路商工会議所	中心市街地商店街内に開設している「街の駅」にて、市民はもとより観光客にも気軽に立ち寄っていただくよう、にぎわい交流拠点の1つとして事業展開を図ることは、中心市街地の拠点性の向上をはじめ、にぎわいの創出や回遊性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 ・「街の駅」の機能 ①商店街各店舗・イベント等情報発信 ②トイレ ③授乳・おむつ交換室 ④キッズコーナー ⑤交流スペース 等		
観光情報発信強化事業 【内容】 各種広報媒体を積極的に活用し、観光情報を広く発信するとともに、姫路の魅力発信に寄与する整備を進める。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 商店街 民間 市民団体等	中心市街地の情報を、デジタルサイネージ等の各種媒体を用いて広く発信することは、集客の向上及び来街者の回遊促進が図られるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
観光ボランティアの充実 【内容】 研修会の実施をはじめ、各種活動を通じて観光ボランティアの充実を図る。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路観光コンベンションビューロー等	来街者におもてなしの心を持って案内することができる観光ボランティアの充実を図ることは、来街者の回遊性向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
商店街整備事業 【内容】 商店街のイメージアップを図るため、各種整備事業を展開する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 商店街 姫路商工会議所等	商店街がイメージアップを図るため、各種整備事業を展開することは、商店街の魅力向上や来街者の回遊促進を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
郊外農林水産業と連携した街なか活性化事業 【内容】 郊外で営まれている姫路ならではの農林水産業事業者と連携し、まちなかの活性化につながる事業を実施する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 民間等	郊外で営まれている姫路ならではの農林水産事業者と連携し、まちなかの活性化につながる事業を実施し、新たな交流とにぎわいを創出することにより、まちなかの魅力向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
はりまブランド街なかPR事業 【内容】 中心市街地において、播磨圏域の連携中枢都市の地場産品をPRし、地域産業の活性化に繋げる。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 民間	観光客をはじめとする中心市街地に訪れる人を対象に、播磨地域の玄関口として播磨圏域各地の地場産品をPRすることにより、観光消費を向上させることは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
音楽のまち・ひめじ事業 【内容】 音楽の演奏会をまちなかで実施し、にぎわいのある空間づくりを行う。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 民間	活力ある創造的なまちづくりを目指し、まちの様々な場所でコンサートを開催するほか、子どもたちが楽しく音楽に触れることのできる機会を創出する等、多彩なプログラムを企画・実施するもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
公衆無線LAN運用事業 【内容】 公衆無線LANを活用し、来街者への利便性の向上に努め、まちなかの回遊性の向上につなげる。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 姫路商工会議所	公衆無線LANの導入にあわせ、スマートフォン向けのアプリケーションソフトを用いて、来街者への利便性及びまちなかの情報発信を行うことにより、まちなかにおける回遊性の向上につなげるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
イーグレひめじ活用事業 【内容】 人権啓発センター、国際交流センター等の交流施設や民間の商業施設が集積するイーグレひめじを活用し、人の交流によるにぎわいを創出する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 民間	イーグレひめじには市民ギャラリー、市民アリーナ、男女共同参画推進センター、人権啓発センター、国際交流センター等の公共施設以外に民間の商業施設も集積する複合施設である。 市民が芸術・文化活動等でこれらの施設を積極的に活用するだけでなく、魅力ある商業機能を導入し、新たなにぎわいの創出を支援することは、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

【事業名】 大手前通りエリア 魅力向上推進事業 (再掲) 【内容】 再整備された大手前通りにおいて、人が滞留しにぎわう魅力的な空間を目指し、大手前通りのエリア価値向上に取り組む。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市 民間等	【位置づけ】 再整備された大手前通りにおいて、人が滞留しにぎわう魅力的な空間を目指し、ほこみち制度を活用した利活用を推進する。また、大手前通りを上質なイルミネーションで華やかに彩り、官民一体となって夜間のエリア魅力向上にも取り組む。 当該事業は、目標①:「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」及び目標④:「持続可能なエリアマネジメントの構築」に資する事業として位置づけられる。 【必要性】 姫路駅と姫路城をつなぐ大手前通りがほこみち制度により滞留可能な場となることや、夜間にイルミネーションを実施することで、中心市街地へ来街する契機となり「歩行者・自転車通行量」及び「来街者の中心市街地での滞留時間」の増加に寄与する。		
--	--------------------	--	--	--

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

8-1 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

〈現状分析〉

- ・前々計画期間中からの姫路駅周辺整備事業により、JR姫路駅、山陽電鉄姫路駅及び神姫バスターミナルの間の交通結節機能が大きく向上した。またそれぞれの乗降客数は、横ばいで推移していたが、観光客の増加に伴い回復傾向となっている。特に、姫路城周辺観光ループバスは、観光客の増加により、大幅に増加している。
- ・中心市街地内の代表的な交通手段としては、自動車への依存度が高いものの、都心環状道路網の整備による通過交通の削減等の効果もあり、中心市街地内の自動車通行量は、漸減傾向にある。
- ・中心市街地は、地形的に平坦で、まちなかを回遊する際の自転車利用に適している。シェアサイクルの利用者は年々増加しており、観光客の利用もさることながら、居住者や従業者の日常使いが多く、「生活の足」として定着しつつある。また、交通利便性や通勤のしやすさから、若者世帯が移住する割合が高くなっている。

〈事業の必要性〉

- ・徒歩と公共交通を中心とした快適に移動できるまちづくりを進めるため、人と環境に優しい回遊性の高い都心空間を創出するとともに、発達した公共交通機関を活用することで、安全で快適な歩行者空間の確保と公共交通機関の利便性の向上を図る必要がある。
- ・中心市街地における身近で手軽な移動手段として自転車を活用するために、シェアサイクルや自転車と歩行者が共存する道路空間の改善等、自転車利用環境の整備を進める必要がある。
- ・再整備された大手前通りにおいて、人が滞留しにぎわう魅力的な空間を目指し、将来ビジョンの作成や利活用推進のための組織支援、公共空間利活用の法制度の活用を進め、大手前通りのエリア価値向上に取り組む必要がある。
- ・観光客を、まちなかに誘導し回遊性を高めるため、姫路城と調和した景観形成や案内サインの整備、姫路市文化コンベンションセンターの活用等が必要となる。

〈フォローアップ〉

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

8-2 具体的事業の内容

(1) 法に定める特例の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
姫路城周辺観光ループバス事業 【内容】 姫路駅を基点としたワンコイン運賃で姫路城周辺を巡る「姫路城周辺観光ループバス」を運行する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	神姫バス(株)	姫路城周辺観光ループバスは、姫路駅と姫路城周辺の主要な観光施設間の移動を容易にするものであり、観光客の手軽な交通手段として運行する本事業は、中心市街地での回遊性の向上や滞在時間の増加を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 令和2年4月 ～令和7年3月	区域内外

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
自転車利用環境整備事業 【内容】 放置自転車対策及び駐輪環境の整備により、安全性、利便性向上を図る。 【実施時期】 令和元年度～令和10年度	姫路市	中心市街地における放置自転車対策と駐輪環境の整備により適切な自転車利用を推進する本事業は、中心市街地の安全性、利便性、回遊性を高めるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	社会資本整備総合交付金(防災・安全社会資本整備事業)令和元年度～令和10年度	
【事業名】 シェアサイクル事業 【内容】 シェアサイクル事業の実施に必要な設備整備(サイクルポート(20箇所)の設置・更新並びにスマートロック式の貸出システムの導入を含む)並びに運営 【実施時期】 令和2年度～令和10年度	姫路市	【位置づけ】 地形的に平坦な都心部における公共交通の新たな端末交通手段であるシェアサイクルの実施は、来街者の利便性と回遊性の向上につながる中心市街地の活性化に必要であり、目標①:「国際観光都市「姫路」ブランドの確立」及び目標③:「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 中心市街地における手軽な交通手段であるシェアサイクルの利便性が高まることでまちなかでの移動が容易となり、「歩行者・自転車通行量」の増加が期待される。また、同様に居住快適性が高まり「居住者数」の増加に寄与する。	【支援措置】 都市構造再編集集中支援事業(地域創造支援事業) 【実施時期】 令和5年度	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
案内サイン強化事業 【内容】 案内サインの充実強化を図る。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市	観光客にとってわかりやすい案内サインの整備を強化する本事業は、観光客の利便性を向上し、回遊性を高めるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
【事業名】 バス100円運賃(ワンコイン運賃)制度 【内容】 姫路駅を中心とする概ね1km圏内にあるバス停留所区間において、大人170円(一部200円)を100円(子供50円)とする運賃割引制度の実施 【実施時期】 令和2年度 ～令和5年度	神姫バス(株)	【位置付け】 利用しやすいバス運賃によりまちなかでの移動が容易となり、多様な人にとって居住快適性が向上する。 当該事業は目標③:「楽しさと安心感のある多世代居住の推進」に資する事業として位置づけられる。 【必要性】 利用しやすいバス運賃によりまちなかにおける公共交通機関の利便性が高まり、まちなか居住快適性が向上し、「居住者数」の増加に寄与する。		
公共交通バリアフリー化促進事業(バス) 【内容】 乗合バス事業に供する低床バスの購入に要する費用に対し、支援する。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市	バス車両のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者等が公共交通を容易に利用できる環境を整備する本事業は、来街者の利便性の向上に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

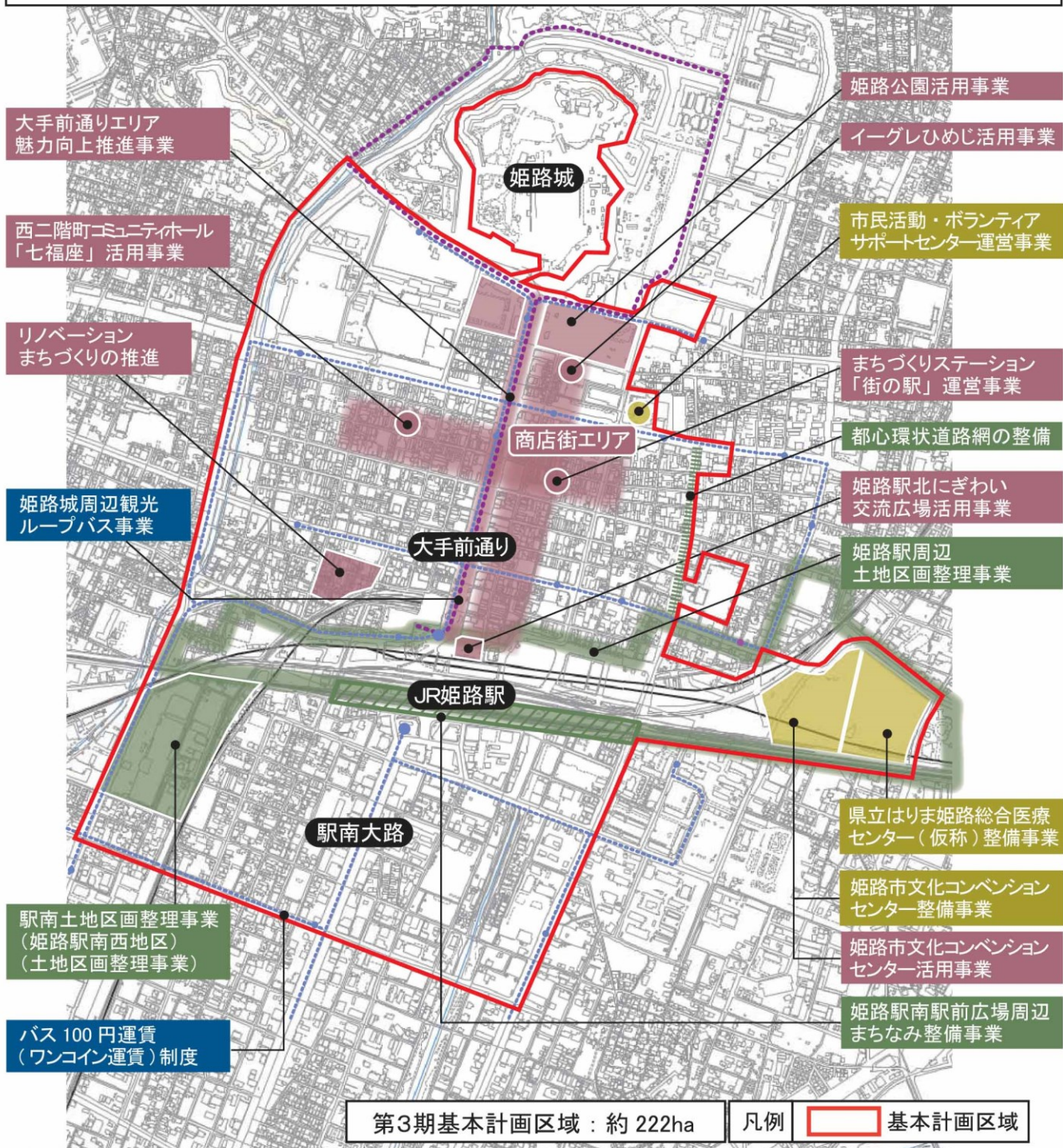
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現させるための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
姫路城と調和した都市景観の形成 【内容】 姫路城と調和した都市景観の形成に向けて、規制誘導を行う。 【実施時期】 令和2年度 ～令和6年度	姫路市	姫路城周辺において、姫路城と調和した景観形成を図ることで中心市街地の魅力向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業実施箇所図

■商店街エリア（まちなか）で実施する事業

街なかマナーアップ向上事業

中心市街地空き店舗対策事業 商店街にぎわい創出事業 街なか創業支援事業 観光情報発信強化事業
商店街整備事業 郊外農林水産業と連携した街なか活性化事業 公衆無線 LAN 運用事業



■位置が特定できない事業

電線類地中化事業 街なか福祉サポート事業 優良建築物等整備事業

姫路城周辺観光推進事業 エリアマネジメント運営に向けた仕組みづくり 観光ボランティアの充実

はりまブランド街なかPR事業 音楽のまち・ひめじ事業

案内サイン強化事業 自転車利用環境整備事業 シェアサイクル事業

公共交通バリアフリー化促進事業(バス) 姫路城と調和した都市景観の形成